

「胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革」修訂

水 間 大 輔

筆者は本誌前號において、「胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革」と題する論文を發表した。その後、同稿を中國語に翻譯している最中、同稿には筆者の勘違いや、そこから生じた矛盾、単純な誤記など、複数の誤りがあることが判明した。全く恥ずかしい限りであり、本稿にて訂正する次第である。

第一節 三族刑の再制定

五頁一五行目

誤…同じく張家山第三三六號墓出土の「七年質日」より、第三三六號墓漢律の年代の下限は文帝元年と考えられること

正…同じく張家山第三三六號墓出土の「七年質日」より、第三三六號墓漢律の年代の下限は文帝七年と考えられること

七頁八行目

誤…胡家草場第一二號墓の埋葬年代は、文帝後元年を下限とするとされている。すると、文帝は後七年を待つまでもなく、後元年に三族刑を正式に再制定していたことになる。

正…胡家草場第一二號墓の埋葬年代は、文帝後元年を上限とするとされている。筆者は以前、文帝が文帝後元年、あるいは遅くとも後七年までには三族刑を再制定したと述べたが、以上の検討結果とは矛盾しない。

九頁一二行目

誤…しかし、この部分が文帝後元年に至って初めて制定されたとは限らない。

正…しかし、この部分が文帝後元年以降に至って初めて制定されたとは限らない。

注

二三頁三行目

誤…律令に限っていえば、以上のうち②・③・⑥には『選粹』にも収録されていない竹簡の圖版あるいは釋文が見える。

正…律令に限っていえば、以上のうち②・③・⑤・⑥には『選粹』にも収録されていない竹簡の圖版あるいは釋文が見える。

二五頁三行目

誤…『王杖十簡』

正…『武威漢簡』

〔附記〕 本稿は中國國家社會科學基金重大項目資助「甲、金、簡牘法制史料彙纂通考及數據庫建設」(研究代表者…王沛、項目號20&ZD180)による研究成果の一部である。